

V 英国における労働安全衛生を所管する行政機関等について

1 総括的事項

英国において、労働安全衛生を所管する行政機関は、1974年の職場における保健安全等に関する法律（the Health and Safety at Work etc Act 1974：略称 HSWA）の下で設立された、安全衛生庁（The Health and Safety Executive：略称 HSE。以下単に「HSE」という。）である。HSEは、法的には女王陛下の下での特殊法人であり、労働年金省から支援を受け、労働年金大臣が政府の保健及び安全に関する第一義的な責任を持っている。

HSEの最も重要な機能は、職場における保健安全及び福祉を確保するとともに、労働活動から他の人（訳者注：事業所の近隣の住人、来訪者等）を保護することである。HSEは、HSWAに基づきグレートブリテンにおける労働に関連する保健及び安全を規制することに責任があり、共同の規制者である地方自治体（local authority）と協力して活動している。HSEは、また、連合王国の大陸棚にある海上の石油及び天然ガス（製造）産業における労働活動から生ずる保健安全に対するリスクを規制する責任をも有している。

HSEは、臨海の化学プラントや海上の天然ガス及び石油生産装置のような主要な危険有害要因がある場所をはじめ、より在来型の倉庫、農園、工場、廃棄物処理施設及び建設現場を含む、各種の分野や産業部門に対して、横断的に保健安全を規制している。

2 HSEの組織

(1) 理事会(Board)

HSEは、その長である者が議長を務める非常勤の理事（現時点では10人。これらの非常勤理事は、事業者団体、労働組合、地方自治体（Local Authority）等との調整を経て任命されている。）によって構成される理事会(Board)によって指導され、その理事会は、HSEの長期的な方向性、戦略及び目的を定める。これらに沿いつつ、通常のHSEの業務の執行は、事務局長及び上級管理チームの責任である。

なお、関連する行政組織の簡素効率化を狙いとした2008年のHSWAの改正によって、従来あった保健安全委員会（HSC）は、HSEに合併されている。

(2) 附属研究機関

Health and Safety Laboratoryがあり、マンチェスター空港から自動車を利用すれば約45分で到着するBuxtonに所在している。同研究所は、おおよそ350人の科学、医学、工学の専門家を擁している。

(3) HSE の本部の組織及び地方の事務所

本部には9人の局長クラスの下で、関連する部局が置かれている。

また、7か所の地方事務所が次のとおり置かれており、その地方事務所（ロンドンを除く。）の下に、数か所の地域事務所が置かれている。これらの全体の配置図は、次の地図のとおりである。

- East & South East
- London
- Midlands
- North West
- Scotland
- Wales & South West
- Yorkshire & North East



(4) 職員数

職務の分類ごとの職員数は、次の表のとおりである。

職務の分類	2016年3月31日現在	2015年3月31日現在	2014年4月1日現在 (原子力規制事務所の要員を除く。)
第一線の職員 (() 内は、監督官の数 (内	1,048 (979)	1,047 (972)	1,059 (981)

数))			
第一線以外の職場で勤務している監督官	58	66	70
その他の専門的・技術的職員	1,108	1,086	1,111
その他の職員()内は、研修生(内数))	360 (2)	375 (18)	381 (3)
臨時的要員	2	1	0
合計	2,576	2,575	2,621

資料出所：The Health and Safety Executive, Annual Report and Accounts 2015/16 : <http://www.hse.gov.uk/aboutus/reports/index.htm>

からダウンロードできる。)中の58ページのtable 13(表13)から2013年度、2014年度年度及び2015年度分を抜粋した。以下次の(5)において同じ。

(5) 職員の専門的知識・能力の維持向上

HSEは、職員が彼等に課せられた役割を効率的に果たせることを可能にするために、専門的能力の維持向上を図ることを継続的に保証することを約束し、例年、職員が次のような教育訓練を受ける措置を講じている。

- ◆ 市民サービス能力向上プラン及び省庁間で行われる指導力向上プログラムを受講させている。
- ◆ 監督官の専門的能力を支援するため、新たに任命された遵守/専門監督官がNEBOSH(訳者注：英国安全評議会が運営するNational Examination Board for Occupational Safety and Health (NEBOSH)の教育訓練課程)の(法令に関する)労働保健及び安全コースを受講して、その修了証が授与されるようにするとともに、技術的及び法令的な教育訓練課程を実施している。
- ◆ 5日間の指示された自己学習を通じて、専門的能力の自己評価ができるソフトウェアツールを使ったHSEの職員としての能力向上を促進している。
- ◆ 他の者と協力して職務を果たし、及び職務活動の実践能力の向上を図るための指導力習得講習会及び個人教授への参加への奨励や

新たに任命されたライン管理者に対して支援するための指導体制を構築し、及び実施している。

(6) HSE と地方自治体 (Local Authority) との役割分担

HSE と地方自治体 (Local Authority) は、HSWA に基づき、ともに保健及び安全法令を施行する責任を有している。そこで、両者の役割分担が必要となるが、これらは一般に次の表のとおり区別されている。

なお、HSE と地方自治体 (Local Authority) との役割分担については、Health and Safety (Enforcing Authority) Regulations 1998: A-Z guide to allocation (<http://www.hse.gov.uk/lau/lacs/23-15.htm> からダウンロードできる。) により詳細に整理して規定されている。

HSE が施行の責任がある主な対象	地方自治体 (Local Authority) が施行の責任がある主な対象
<ul style="list-style-type: none"> ● 工場 ● 農場 ● 建設現場 ● 鉱山 ● 学校及び大学 ● 博覧会場 ● ガス、電気及び水道 (供給) システム ● 病院及びナーシングホーム ● 中央政府及び地方政府の建物 ● 海上に設置された施設 	<ul style="list-style-type: none"> ● 事務所 (政府のものを除く。) ● 店舗 ● ホテル ● レストラン ● レジャー用の建物 ● 託児所及び保育所 ● パブ及びクラブ ● 私設の博物館 ● 礼拝所 ● (老人等の) 保護施設及びケアホーム

(7) HSE 及び地方自治体 (Local Authority) の労働安全衛生行政の運営の基本政策等

これについては、Enforcement Policy Statement（施行に関する政策声明書：<http://www.hse.gov.uk/pubns/hse41.pdf> からダウンロードできる。）で詳細に HSE（地方自治体を含む。）の労働安全衛生行政の施行に関する基本的政策が示されている。その中に盛り込まれている項目は、次のとおりである。

英語原文	日本語仮訳	
Introduction	序論	
The purpose and method of enforcement	施行の目的及び方法	
The principles of enforcement	施行の原則	
	<i>Proportionality</i>	均衡性
	<i>Targeting</i>	対象
	<i>Consistency</i>	首尾一貫性
	<i>Transparency</i>	透明性
	<i>Accountability</i>	説明性（説明責任）
Investigation	（職権による）調査	
prosecution	訴追	
	<i>England and Wales</i>	イングランドとウェールズ
	<i>Scotland</i>	スコットランド
	<i>Prosecution of individuals</i>	個人の訴追
	<i>Publicity</i>	公表
	<i>Action by the courts</i>	法廷による行動

	<i>Representations to the courts</i>	法廷に対する代表者
Death at work		作業における死亡
Crown bodies		王室（への適用）
Penalties for health and safety offences		保健安全についての罰則

(8) HSE は、実際にはどのように、労働安全衛生確保のための業務を遂行するか？

これについては、“ How HSE enforces health and safety” (website : <http://www.hse.gov.uk/enforce/enforce.htm#enffinp>)において、次の課題ごとに具体的なマニュアル等が示されており、より詳細には、Operational procedures home (website : <http://www.hse.gov.uk/foi/internalops/og/ogprocedures/inspection/index.htm>) に具体的な活動の手順等が示されている。

- [Inspection](#) (監督)
- [Investigation](#) (調査)
- [Complaints](#) (申告又は苦情への対応)
- [Enforcement decisions](#) (違反通告やHSEが行った労働安全衛生に関する許可の見直し等の施行活動)
- [Notice](#) (違反通告)
- [Prosecution](#) (訴追)
- [Major incident](#) (一度に多くの傷害、業務関連疾病又は死亡災害が起きるような事態等への対応)
- [Penalties](#) (罰則の適用)
- [Work-related deaths](#) (作業関連の死亡への対応)

本稿では、上記の項目のうち、[Inspection](#) (監督ないしは臨検)のみについて、これらの具体的なマニュアル等を、次のとおり紹介する。

なお、他の項目の内容については、それぞれのウェブサイトアクセスすれば、入手 できる。

○ Inspection (監督)

英語原文	日本語仮訳
<p>Inspection</p> <p>Introduction</p> <p>Purpose</p> <p>To provide a common, transparent procedure for HSE’s Operations Group staff to inspect duty holders’ undertakings consistently and enable HSE to fulfil its duties under the Health and Safety at Work Act.</p> <p>Scope</p> <p>This procedure covers inspection by HSE warranted inspectors for ensuring legal compliance and promoting health and safety, including inspections associated with verifying permissioning requirements. It includes inspection of work activities undertaken by contractors, service providers, or others acting on behalf of the duty holder or in the vicinity of their</p>	<p>監督</p> <p>はじめに</p> <p>目的</p> <p>職場における保健安全等に関する法律 (HSWA) 上の義務保持者が義務を遂行しているかどうかについて、首尾一貫して監督し、及び HSE が、職場における保健安全等に関する法律 (HSWA) の下で、その義務を満たすことができるように、HSE の実行グループの要員のために、共通で、透明性のある手順を与えること。</p> <p>適用範囲</p> <p>この手順は、法令の遵守並びに健康及び安全の促進を確実にするために、HSE が任命している監督官による監督（許可を与えるための要件を確かめるための監督を含む。）をカバーしている。それは、法令上の義務保持者のために、又はこの監督の目的若しくは義務保持者の活動に関連する場合に、その近隣で行われる請負者、サービス提供者その</p>

<p>undertaking, where this is relevant to the purpose of the inspection or to the duty holder's activity.</p> <p>It does not cover activities relating to investigations, complaint follow up or permissioning, which are the subject of other procedures.</p> <p>Policy</p> <p>HSE will use inspection, within a legal framework of duties, standards, and sanctions, to obtain assurance that duty holders adequately control health and safety risks from work activities and meet relevant statutory provisions of the Health and Safety at Work Act.</p> <p>Definition</p> <p>Inspection is the process carried out by HSE warranted inspectors which involves assessing relevant documents held by the duty holder, interviewing people and observing site conditions, standards and practices where work activities are carried out under the duty holders control. Its purpose is to secure compliance with legal requirements for which HSE is the enforcing authority and to promote improving standards of health and safety in organisations.</p>	<p>他の者が作業活動の監督をも含むものである。</p> <p>それには、他の手順の主題である調査、申告（又は苦情）のフォローアップ及び許可を行うことに関連する活動は、含まない。</p> <p>政策</p> <p>HSE は、義務、標準及び制裁の法的な枠組みの範囲内で、義務保持者が作業活動から生ずる健康及び安全上のリスクを十分に管理し、及び職場における保健安全等に関する法律の関連する法的な規定に適合しているかを確認するために、監督するものである。</p> <p>定義</p> <p>監督は、HSE が任命した監督官によって実施されるプロセスであって、義務保持者が保有する書類の評価、作業活動が義務保持者の管理の下で行われている場所で、人々に質問し、現場の状態、基準及び実践を観察することを含むものである。その目的は、HSE が施行を掌る当事者である法的要求事項の遵守を保証し、組織における健康及び安全の状態の改善を促進することである。</p>
--	--

<p>Roles</p> <p>Line Managers should:</p> <ul style="list-style-type: none"> ● manage the work of their inspectors to achieve set objectives ● support and guide their inspectors as necessary <p>Inspectors should:</p> <ul style="list-style-type: none"> ● Apply their knowledge and skills to promote compliance of legal requirements by duty holders and to influence them to improve their management of health and safety <p>Responsibilities</p> <p>Line managers are responsible for:</p> <ul style="list-style-type: none"> ● ensuring that HSE's strategic plans are reflected in appropriate inspection programmes ● nominating and assigning competent inspectors ● ensuring that competent inspectors carry out inspections 	<p>役割</p> <p>ライン管理者は、</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 彼らが管理する監督官の作業が、設定された目的を達成することを管理し、 ● 必要に応じて、彼等監督官を支援し、及び導くかなければならない。 <p>監督官は、</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 彼等の知識及び技術を適用して、義務保持者による法的要求事項の遵守を促進し、及び義務保持者に対して、法的要求事項の遵守を促進するために、彼等の知識及び技術を適用するように、そして健康及び安全の管理を改善するように、影響を与えなければならない。 <p>責任</p> <p>ライン管理者は、次の責任がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● HSE の戦略計画が適切な監督プログラムに反映されることを保証すること。 ● 専門的な能力のある監督官を指名して任命すること。 ● 専門的な能力のある監督官が監督を実行することを保証すること。
---	---

- ensuring that inspection programmes are met in timely fashion

Inspection staff and inspection team leaders are

- responsible for ensuring inspections are planned, carried out, and reported effectively following the appropriate enforcement decision making procedure where they identify a requirement for enforcement action meeting performance standards allotted to them within the procedure or discussing with line management to agree revised performance standards when necessary.

Procedure overview

An overview of the procedure is provided in the attached [flowchart](#) .

Monitoring

Line managers should ensure, via normal management activity, that those involved in operating this procedure carry out their responsibilities in line with the standards and timescales described. They should make sufficient documented checks to satisfy themselves, and to prove to any subsequent audits, that the procedure is being operated correctly.

- 監督プログラムがそのときどきの方向性に適合していること。

監督の要員及び監督チームの指導者は、

- 必要なときには、改訂された実施基準に合意するためのその手順又はライン管理者との協議の範囲内で彼等に割り当てられた実施基準に適合している施行行動のための要求事項を、彼らが同定できる場合には、適切な施行の決定策定手順にしたがって、監督が計画され、実施され、及び効果的に報告されることを保証しなければならない。

総括の手順

総括の手順は、添付されたフローチャートのとおり（略）である。

監視

ライン管理者は、通常の管理活動を通じて、この実行手順に取り込まれている彼等が、定められている基準及び時間的な範囲内に沿って、彼等の責任を実践しなければならない。彼等は、この手順が正しく実施されていることを彼ら自身が満足するために、及びその後のいかなる監査に対しても証明するために、十分な書類上の点検をしなければ

	ならない。
--	-------

○ **Enforcement** (施行状況)

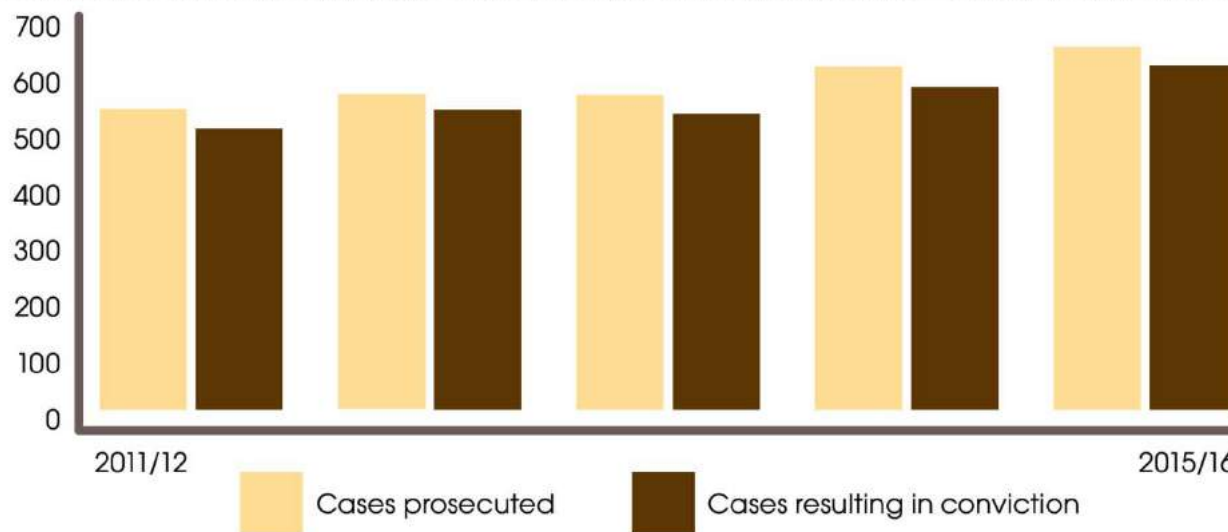
(資料出所)

- Health and safety at work Summary statistics for Great Britain 2016 ; <http://www.hse.gov.uk/statistics/index.htm>

660
cases prosecuted, or referred to COPFS for prosecution in Scotland, by HSE that resulted in a conviction in 2015/16

£38.3million
in fines resulting from prosecutions instituted, or referred to COPFS for prosecution in Scotland, by HSE in 2015/16

Prosecution cases instituted by HSE and, in Scotland, the Crown Office and Procurator Fiscal Service (COPFS)



(訳者注：安全衛生庁によって、又はスコットランドの場合は王立事務所及び地方検察官に付託され、起訴された件数 (□) 及び有罪となった件数 (■))

The number of cases prosecuted by HSE and, in Scotland, the Crown Office and Procurator Fiscal Service (COPFS) has shown an upward trend in recent years.

The number of notices issued by all enforcing bodies has shown a downward trend in recent years. The number of notices issued by HSE has fluctuated over the last five years.

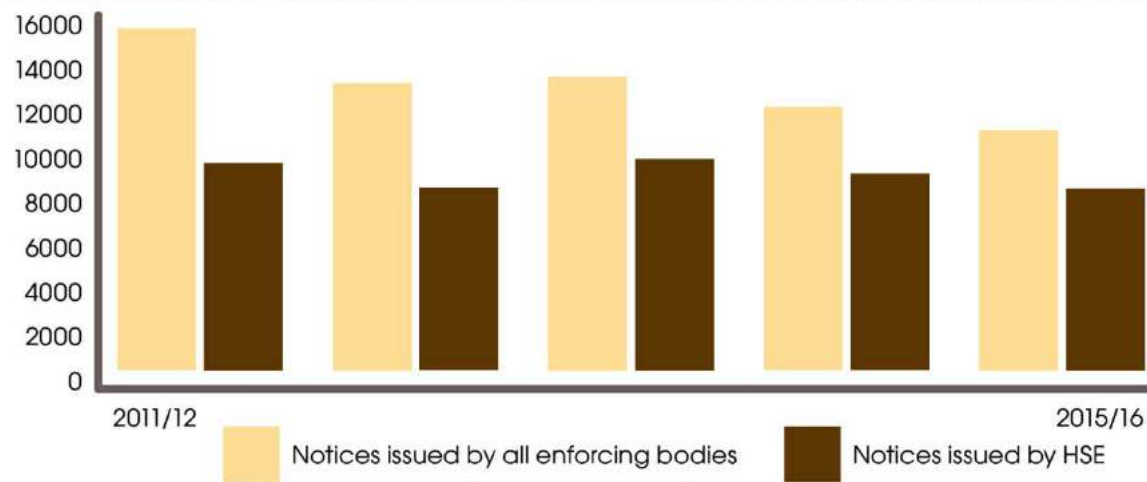
11,403

notices issued by all
enforcing bodies in
2015/16

Find out the story behind
the key figures.

Visit <http://www.hse.gov.uk/statistics/enforcement.htm>

Enforcement notices issued by all authorities



(訳者注：すべての法執行機関による違反通告書の発行件数 (□) 及び安全衛生庁による違反通告書の発行件数 (■))

(前頁の記述グラフ等の記述の英語原文—日本語仮訳)

左欄	中欄 (略。前頁の中欄に日本語仮訳を掲げた。)	右欄
<p>安全衛生庁 (HSE。以下同じ。) によれば、2015/16 には、660 件がスコットランドでは王立事務所及び地方検察官 (the Crown Office and Procurator Fiscal Service (COPFS)) に付託され、又は安全衛生庁によって起訴され、有罪となった。</p>		<p>安全衛生庁によって、又はスコットランドに場合は王立事務所及び地方検察官 (the Crown Office and Procurator Fiscal Service (COPFS)) に付託され、起訴された件数 (□) 及び有罪となった件数 (■)</p>
<p>安全衛生庁によれば、2015/16 には、起訴され、又はスコットランドでは王立事務所及び地方検察官に付託された結果として、3,830 万ポンドの罰金 (が科せられた。)</p>		
<p>2015/16 には、すべての法執行機関で 11,403 件の違反通告書が発行された。</p>		<p>すべての法執行機関で発行された違反通告書の数は、近年では減少傾向にある。安全衛生庁によって発行された違反通告書の数は、過去 5 年間では上下している。</p>

3 HSE による労働安全衛生行政について

HSE のホームページにアクセスすると、HSE が多くの分野に関して、多様な活動をしていることが示されている。これらの HSE の活動を要約することは、その内容の豊富さ、きめの細かさ等から非常に困難である。そこで、本稿では、リスクアセスメント、有害物管理対策、アスベスト対策の 3 つに的を絞り、しかもこれらのテーマについても HSE は多様で、豊富な法令、ACOP、ガイダンス、リーフレット等に基づき盛んな活動を展開しているので、これらのテーマについて、HSE が示している包括的な資料等の表題、それが入手できる Website を示すことで、これらの HSE の活動の紹介に代えることとする。

(1) リスクアセスメント

A brief guide to controlling risks in the workplace

<http://www.hse.gov.uk/pubns/indg163.htm>

The health and safety toolbox

How to control risks at work

<http://www.hse.gov.uk/pubns/books/hsg268.htm>

(2) 有害物管理対策

- **Working with substances hazardous to health: A brief guide to COSHH**

<http://www.hse.gov.uk/pubns/indg136.htm>

- **Control of substances hazardous to health (Sixth edition)**

<http://www.hse.gov.uk/pubns/books/l5.htm>

- **EH40/2005 Workplace exposure limits**

<http://www.hse.gov.uk/pubns/books/eh40.htm>

(3) アスベスト対策

- **Managing and working with asbestos**

Control of Asbestos Regulations 2012. Approved Code of Practice and guidance

<http://www.hse.gov.uk/pubns/books/l143.htm>

- **Asbestos essentials**

A task manual for building, maintenance and allied trades of non-licensed asbestos work

<http://www.hse.gov.uk/pubns/books/hsg210.htm>